

Title	阿波藩札考(一)
Sub Title	On the paper money issued by the government of the Awa-han (阿波藩) (I)
Author	三木, 雄介(Miki, Yusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1964
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.37, No.3 (1964. 11) ,p.79(321)- 99(341)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19641100-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

阿波藩札考 (一)

三 木 雄 介

目 次

はじめに

一、藩札発行の意義

二、藩札停止令と第二次発行

三、阿波藩経済構造における藩札の役割

はじめに

藩札の研究は現在のところ必ずしも充分とはいえないにしても、近年、藩政史研究の盛行とともにその一部門として注目を集めるようになったことは、喜ばしいことである。それとともに、貨幣金融史の方向からも、従来とかく好家庭的な表面上の、或いは形態上の研究が多かつたが、それから脱却して、藩財政、ひいては幕藩体制の構造的特質との深い関連において藩札をとらえようとする研究がなされ

はじめたのである。

阿波藩の藩札についても、二三の研究がすでに発表されて²⁾いて、本稿がそれにどれだけのものをつけ加えうるかきわめて心もとないが、異つた史料によりちがう視点から考へうる部分もあらうと思われるので、あえて筆をとり大方の叱正を仰ぎたいと考える。

それ故、本稿ではまず阿波藩において藩札の発行された必然性を藩財政との関連にとらえ、それに対する幕府の政策に注目し、その上で、阿波藩の経済構造の一環としての藩札の役割を追求してみたいと思う。藩札が信用通貨であるか、価値表章にもとづく国家紙幣であるかという、藩札の理論的性格づけをめぐる行われた最近の議論³⁾に対しても、以上の具体的事象の検証を通じて、何らかの私見を表明しえたら幸いである。

一、藩札発行の意義

一般的にいって、藩札は領主財政の危機を救うために発行されたとする見解と、経済的發展にもとづく貨幣需要の増大に対処するためとする説とがあり、ともに貨幣改鑄政策と同一線上において藩札発行を考えていることはいうまでもないところである。作道洋太郎氏はそれを一歩進めて、藩札を悪貨範疇の一般的成立においてとらえ、「近世封建社会にとつて最も典型的な信用貨幣」⁽⁴⁾と断言される。

悪貨範疇の成立を、悪貨吊上げ政策において論じられたのは藤田五郎氏であつたが、作道氏が藩札を含む信用通貨一般をもつて「悪貨範疇」とされることにはかなり無理があるように思われる。なぜならば、悪貨とは良貨に対して品種上いくらか劣るものであり、それ故にこそ、吊上策によつて基準貨幣とされ、そこにおいて商品との微妙な物価的均衡が保たれるという性質のものであるのに対して、藩札は品質上は全く無価値であり、良貨に対する関係は断絶しており、商品とも何らの価値上の均衡を有するものではないからである。

それでは、藩札がそれにもかかわらず流通するのは何故であろうか。川上雅氏が藩札をして、「国家の経済的強制

通用力によつて媒介されることによつて、はじめて、一般的流通可能性があたえられる」⁽⁶⁾国家紙幣であるとされる時、氏は一般に藩札の流通力を保障すると見られている兌換準備金制度や、札元としての商人信用などの存在理由をはつきりと否定され、藩札は信用通貨ではなく、不換紙幣としての本質を当初よりもつものと規定される。氏のこのような藩札理論はきわめて明快であり、同意すべき点が多いが、氏自身も述べておられるように、現代の不換紙幣論争によつて触発されたものであり、その限りにおいて、現代資本主義経済学の論理によつて、江戸時代の経済事象を理論づけようとするものであることは見逃せない。氏のいわゆる国家と、幕藩体制下の藩との差異は、氏の理論において全く捨象されている。そして、その藩すら、その国家的権力の強弱、経済發展の度合い、地理的条件などにおいて千差万別なのである。

作道氏はかつて信用通貨の三類型を設定され、「純粹領国型」「特殊領国型」「非領国型」に分けて、その中で「純粹領国型の信用通貨は、藩国家の権力によつて強く統制されており、藩国家としての性格がはつきりとあらわれ、財政貨幣（≡不換紙幣）的な性格が、たえず流通貨幣（≡兌換紙幣）的な性格を圧倒していたものといえる」と述べられ

ている。しかし、氏が純粹領国型信用通貨の例として取上げ論ぜられた尼ヶ崎藩の藩札が、必ずしも氏の所論を実証しなかつたことは、すでに中井信彦氏によつて指摘されたところである。⁽⁸⁾

では、作道氏のいわゆる純粹領国型であるべき阿波藩の藩札はどのような性格をもつたものであつたらうか。それは、また、藩財政の窮乏を救うために発行されたのか、或いは商品生産の発展に見合う通貨量増大のために出されたものであろうか、などの諸問題をつねに念頭におき、問いかけながら、具体的な事象を追求していくことにしよう。

阿波藩の藩札の初発は、延宝八年と記載されている銀札である。実際の発行は翌天和元年（一六八一）であり、この間の遅延は諸般の準備のためといわれる。⁽⁹⁾この藩札初発年次を、十萬石以上の他藩の、宝永四年（一七〇七）の藩札禁止令以前に発行したものと比較すれば次の通りである。

大和郡山	本多	元禄五年	銀札
尾張名古屋	徳川	寛文六年	不詳
常陸水戸	徳川	宝永元年	金札
美濃大垣	戸田	寛文三年	銀札
陸奥会津	松平	元禄十三年	金銭札
陸奥仙台	伊達	貞享三年	金銭札

越前福井	松平	寛文元年	銀札
越中富山	前田	元禄十四年	不詳
因幡鳥取	池田	延宝四年	銀札
出雲松江	松平	延宝二年	銀札
美作津山	森	延宝四年	銀札
備前岡山	池田	延宝七年	銀札
備後福山	水野	延宝年間	銀札
安芸広島	浅野	元禄十五年	銀札
長門萩	毛利	延宝五年	銀札
紀伊和歌山	徳川	延宝六年	銀札
伊豫宇和島	伊達	寛文十年	銀札
伊豫松山	久松	宝永元年	銀札
土佐高知	山内	寛文三年	銀札
筑前福岡	黒田	元禄十六年	銀札
筑後久留米	有馬	宝永元年	銀銭札
豊前小倉	小笠原	延宝六年	不詳
肥後熊本	細川	宝永元年	銀札

このほか、十萬石以下の藩で宝永四年以前に札遣いをして
いるのは、その大半が中国地方の藩であることが注目され
る。ここに列挙した中でも、延宝期以前の発行はほとんど
が中国地方・南海道諸藩であり。これは領域内の経済発展

がかなり進捗している藩において、まず藩札が発行されたことを示すものといえよう。また、それと同時に見落してならないのは、隣接藩の札遣いに対応するために藩札を発行するという動機(11)の存在である。その点より阿波藩の隣接藩を見れば、土佐高知では寛文三年に銀札を発行しているが、これは八ヶ月で停止され、次は元禄十六年に発行を始めている。讃岐高松では宝暦七年、丸亀では享保十五年、伊豫小松では宝暦年間に発行開始されており、いずれも阿波藩との間に対応関係はない。しいていえば、阿波藩は備前藩の影響を受けたと思われる面があるが、これは両藩の経済交流を推測させるものではなく、多分にその領国規模・経済構造・大名としての格式などの類似からくるもののように思われる。元禄十六年八月二十五日の法令(12)の一部分に、

「天和元年酉十一月御札場遣初候節、(中略)銀札包銭ハ備前之国札遣御聞合、彼地之通被仰付様ニ致承知候
(以下略)」

とあることは、両藩の親近性を物語るものである。両藩がともに寛文年中より大坂の鴻池家と接触をはじめ、宝永三年正月の鴻池算用帳に記載されている借銀高では、備前の松平伊豫守が二四三九貫で一位であり、阿波の蜂須賀淡路守が二二七〇貫で第二位であること、以後も両藩はつね

に借銀の上位を占め、蔵物取引においても鴻池では延享以後はおおむね備前・安芸・阿波の三藩に限って行っていること(13)は、両藩の何らかの交流を推測する上には、見逃しがたい事実であろう。両藩に対する大銀主としての鴻池の或る種のアドヴァイスが、延宝七年の岡山、八年の徳島の銀札発行の契機であつたと考えることは、さほど不自然なことではない。

だが、両藩の藩札発行の法令を比較検討する時、そこには一般的類似性のほかに特に取上げるべき類似は見当らない。阿波藩の、天和元年の「金銀札遣被仰付御掟之覚」より、注目すべき条文を拾い出せば次の通りである。(14)

「一銀子を以札買申時ハ銀百目ニ札百卷匁可遣之、札を以銀子替申時ハ札百式匁ニ銀百目可遣、尤、多少とも右歩相算用を以可相極事」

兌換可能であり、打歩は札を買うときには一パーセント、正銀に替えるときには二パーセント、それぞれ正銀の方が高くきめられている。差額一パーセントは藩の収益であるが、これはもちろん正銀流出をさけるための手段であつて、この方法は他藩でもほとんど同様である。

「一金銀並銭を以諸事相調候義制禁之、但、式歩(15)ニ不足之分ハ銀子銭ニて可調事」

というのは、兌換は自由でありながら、その領内での使用は銀札に限ることが謳われているのである。式歩は式分の間違いであり、これは式分未満の銀札が発行されていないことから、当然とらねばならない処置である。その銭との関連については後に述べる。

「一米麦雜穀諸代物を以万調義雖為聊停止訖、但、御年貢方並御貸付上納、付、給知年貢方ニ付、田地売申義有来通米麦雜穀銀子勝手次第取遣可仕、尤、銀子ニ売申時ハ可為札、(以下略)」

年貢・上納のため田地を売る時は、米麦雜穀を代物として取引することを容認している。藩札流通のためには米穀などによる取引は禁止されねばならないが、それがどうせ藩庫に入るものならかまわないというわけであろう。藩札流通によつて、余剰米穀はすべて収奪されるべき封建社会の原則が補強されることになる。

「一他国之者何にても売買ニ来候ハハ宿主其荷物改、似せ札所持ニ候哉遂吟味、無相違趣書物仕候を宿主加判仕、夫々支配人方へ相渡、其上ニて肝煎札買せ可申事」

というのは、専一的通用のもとでは当然であろう。

「一御蔵入御年貢米麦雜穀代・夫銀・諸運上其外上リ銀

之義、銀子ニても札ニても勝手次第可指上、札ニは式歩之歩相を加、夫々御奉行請取置、札場え致持参銀子ニ替候て可指上候」

これによると、札でも公定の打歩をつければ正銀同様に上納しうるのであるから、少くともその点だけでも札の流通が保障されているわけである。これは藩札の信用通貨としての重要な基礎をなすものと思う。

以上見てきた諸条は他藩におけるものほとんど差異はないものであるが、その規定がどれだけ貫徹しえたかにおいて、各藩は千差万別の様相を呈している。ことに兌換が自由であるという規定は、条文のままに実行されたとは到底考えられない。前にも述べたように、藩札は、藩財政窮乏に対処して正金銀を吸上げるためか、或は領内での流通貨幣量をふやそうとして発行されるもので、兌換準備銀をつねに充分に用意しておくことは、相容れないのである。すなわち、藩札はその本質上、不換紙幣であるように性格づけられている。信用通貨の面ももちながら、本質は国家紙幣なのである。とすると、準備銀は多くの場合、極めて少量であつたに相違なく、順調な札遣いの場合においても、せいぜい領外との交易に必要な兌換をみたすほどであつたと推測される。だからいつたん信用不安が生じた場

合、当局は兌換に殺到する領民に対して、極めて当然のよう引替中止をいい渡すことが多い。それにもかかわらず、藩札がまがりなりにも通用しつづけたこと条件は、何にもとめられるべきだろうか。これに答えるためにわれわれは、藩札初発前後における阿波藩の財政状態と、領内の経済発展の度合いに眼を向けなければならぬ。

阿波藩の表高は、大阪夏の陣の後、淡路をもあわせ領するに及んで、二十五万七千石となり、そのまま明治維新に至つたのであるが、幕府へ差出した「阿波淡路両国郷村高辻之帳」⁽¹⁶⁾によれば、正保三年(一六四六)までに約六万八千石、寛文三年(一六六三)までに約一万六千石の古田出目・新開分があり、内高は三十四万石に達している。これは表高に対して三二パーセント増であるから、その限りでは阿波藩は比較的富裕な藩であつたといえよう。しかし、藩財政が真に富裕であるか否かは、いうまでもなくその收支を調べていえることである。

まず、寛文十年(一六七〇)のものと推定される「御目附衆へ上る阿波淡路両国之事」⁽¹⁶⁾という史料によれば、「内高三拾四万八千九百五拾四石一斗二升八合」とあり、この内訳は次の通りである。(内高とは齎合しない)

一、高一〇九、八一四石 蔵入

一、高二〇七、八〇三石 給知並寺社領
 一、高 三一、三三七石 年々荒川成
 一、高 二、八六七石 諸奉公人
 一、高 五四〇石 鉄炮者
 一、高 三七八石 庄屋

蔵入高の六ツが阿波藩の平均免なので、それが約六万六千石、そのうち扶持切米が約五万五千石、残り約一万一千石が藩の余剰米だが、そのうち幾何かは御台所米となるので、約一万石程度が領内外で売払われることになる。このほか、夫役銀等の収入が延宝期の記録⁽¹⁷⁾によると約千百五十貫あり、売払米代銀とともに藩の貨幣収入を構成する。

だが、それに対する支出の方には拠るべき史料がないので推定は極めて困難である。寛永七年(一六三〇)末より八年末までの一年間の、「江戸御下向之時銀子払方之帳」⁽¹⁸⁾「金子大判小判払方帳」⁽¹⁸⁾「金銀請払御目録」という史料があり、これが参観の道中も含めた一年間の藩主在府中の經費だとすると、その合計は次のようになる。

銀合計 三五六貫二七一匁余
 大判合計 一八二枚
 小判合計 九一一二両

だが、これを総計しても全経費が出るわけではない。小判

の部に「黄金并銀子御調被成分」というのがあり、これは二重支出のわけだから差引かれねばならない。また「金銀請払御目録」の方には、諸大名・旗本より贈られた金が若干入っているもので、これらすべてを勘案し、慶長小判の平均相場六一匁七分九厘⁽¹⁹⁾として計算すると、銀約九四〇貫が総支出となる。しかし、この江戸経費のほかに、国元・京大坂での経費を考えねばならず、それを示す資料はない。参考として天明期の数字をあげると、江戸経費は藩主在府年千六百貫目、留守年千四百貫目、参観道中銀一ケ年平均三百貫、京都入用六十五貫、大坂入用百八十貫、国元経費二千二百貫目となつている。寛永期の支出割合が天明期のそれと同じとすると、寛永期の総支出高は約二千二百貫となる。もちろん、寛永七年より寛文十年までの間に四〇年の隔りがあり、米価のみをとつても、寛永七年の石当り二三匁七分から、寛文十年の五六匁⁽¹²⁾へと変動しているのだから、寛永期の推定総支出高をもつて寛文期のそれを推測することは、無意味ともいえるであろう。ちなみに、寛文十年の総収入を銀高に換算すれば、一万石の米が銀五六〇貫目になり、現銀収入が延宝期のもものと大差ないとして採用すれば、千百五十貫目だから、総収入は千七百貫目前後となる。これでは、寛永期の支出高をも補えないこと

となり、財政の窮迫は容易に推測しうるのである。

「国政温故録」によれば、寛文四年に江戸賄銀が不足して、物成や塩運上銀から控除して貯えてあつた御用銀三千貫目も底を払い、借銀累増が進んだといわれるが、⁽²²⁾叙上の逼迫を裏書きするものといえよう。

このような恒常的になつた財政困難が、どういふ手段で補填されていたのか確かなことは分らないが、その上に、幕府の普請手伝いという突発的な支出と、天災凶荒という偶発的な収入減とが襲つてくるのであるから、その度毎に財政は全く破壊され、その償いは借銀に頼らねばならぬことは当然であつたろうと思われる。

大坂での阿波藩の名代をつとめた阿波屋太郎助の差出した「由緒書并御借銀巻⁽²³⁾」には、その間の事情をいくらかうかがわしめる記述がある。

〔前略〕大坂御城御普請之刻御用一円被仰付、従公方様御普請御下知之御老中御連判御奉書写迄被下、并蓬庵様⁽²⁴⁾忠英様⁽²⁵⁾より御普請肝煎頼思召との御書其外御家老中様より御状数通于今所持仕候、其以後大猷院様⁽²⁶⁾御上洛之時分も大坂ニ而之御用被仰付相勤申候〔下略〕

この大坂城普請の時、阿波屋が請人となつて、次のような借銀をしている。

「松平阿波守借用銀之事

合丁銀六拾五貫目者 本銀也

右之銀子大坂御普請之入用ニ付借用申処実正也但利足ハ
巷ヶ月壹貫目ニ付銀拾匁宛之積リニ加利足拾ヶ月切ニ本
利とも返弁可申候(下略)

寛永五年辰六月六日

稲田修理亮

(他二名略)
蔵元

阿波座太郎助

(他二名略)

大坂屋卜齋老
老万屋宗齊老

元和六年(一六二〇)には次のような書状が見える。参
考までに引用しよう。

「大坂御普請造作入目之銀子何程ニ而も中条次太夫江田
角太夫兩人さしかミ次第ニ淡州御城米之以銀子可被相渡
候(中略)自然御城米無上者当分銀子其許ニ不有合候得
ハ兩人以才覚借用ニて成とも御普請之入用と、こほらさ
るやう可被仕候以上

元和六 二月廿一日

賀島主水正

山田源太左衛門

西村太郎助殿

乾 甚九郎殿

(三二八)

八六

これを見てもはつきり分るように、阿波屋は自分の金を貸すのではなく、先ず第一に蔵元として「淡州御城米」の如き藩の登米の売払いに当るのであり、ついでその米がない場合、自分が保証人となつて借金の仲介をするのである。前記「由緒書」の中の、家光上洛の時の御用を勤めたところのも、藩に金を調達したということであろう。しかしこの頃の借金は恒常的なものではなく、登米でその都度かたがついたり、返済も順調に行われたのだと思われる。「由緒書」にも、次の借銀は宝永四年の記述まで一切あらわれ
てこない。

また、前に引用した鴻池算用帳⁽²⁷⁾によれば、まず寛文十二年(一六七二)に、鴻池と阿波藩との貸借関係が新規に発生している。そして、延宝二年(一六七四)の財務諸表によると松平阿波守に三〇貫の貸銀、貞享元年(一六八四)には二八一貫の貸銀となつている。このように、この頃の阿波藩の借銀は鴻池に関する限りではさほど高額のものではない。だが、寛文末期からさういう借銀が発生し、累増してきた点に注目しなければなるまい。

凶荒の場合は、収入減のかたちでその被害が現象する。復旧工事や救済はほとんど給人や領民自身の負担にまかせ

られ、藩としての支出は僅少な例が多い。今、凶荒の記録⁽²⁸⁾を調べると、寛文期に入つてから延宝八年までは次の通りである。

寛文三年 諸国旱魃（特に四国九州甚し）

寛文六年 諸国霖雨洪水、播磨無雨

寛文八年 諸国大旱魃（特に南海道甚し）

寛文九年 北陸山陰四国九州大水

延宝元年 諸国大雨洪水

延宝二年 諸国大雨洪水（特に畿内西国）

延宝四年 諸国大風雨

延宝六年 西国大風雨洪水（特に四国九州）

これを三貨凶彙によつて補足すると次の通りである。

寛文元年 諸国豊熟なれど昨年不熟のため米価は石当り

銀五十一二匁

寛文二年 所々水害あり、米価四十匁より四十四五匁

（以下脱落）

寛文六年 奥北筋凶作、米価五十四一六匁

寛文七年 米穀払底、米価五十三一五匁

寛文八年 諸国五六月に旱魃、米価四十九匁より五十四匁

匁

寛文九年 明暦三年より連年諸国米穀不熟にて飢民多

し、米価六十匁より六十四五匁

寛文十年 大坂大風雨、米価五十六一九匁

寛文十一年 米価四十四匁より五十匁

寛文十二年 米価四十七匁より四十九匁

延宝元年 米価五十五六匁

延宝二年 五畿内始め諸国洪水多し、米穀不熟にして餓

死野に充つ、米価七十四五匁

延宝三年 米価六十二一五匁

延宝四年 六七月雨繁く所々洪水、米価五十七匁より六

十匁

延宝五年 米価三十七匁より四十七匁

延宝六年 諸国風水、米穀不熟、米価四十四一六匁

延宝七年 米価五十三一六匁

延宝八年 東海道風雨津波洪水、米穀不熟、西国筋六七

歩の作並、米価六十七匁より七十匁

この米価は明暦初年までの大体石当り三十匁以下にくらべると、その昂騰ぶりがうかがわれるが、凶荒のみが米価昂騰の原因ではなく、錢貨の大増鑄なども関係があるのだから、一概に凶荒の多発をのみ揚言してはならない。しかも、大名経済の観点からいえば、米価の昂騰は登米可能量との関連において捉えられるべきもので、凶荒の場合には年貢

の収奪がいくらかは減少しても、米価の昂騰はそれを補つてあまりあるのが一般の例であるように思われる。大名経済にとつて米価の低落の方が困窮の原因になるということは、享保の低米価の時期に如実にあらわれたのである。

天明八年(一七八八)、仕置職長谷川近江貞幹の書上によれば、

「操山様御代迄ハ御不勝手〜と申候得共、專御古風故御質素ニ而御世帯向一盃程之御暮故、御手伝或ハ江戸火災又ハ御吉凶不時御物入相添ヒ候と夫程宛之御不足ニ而、格段御下へ懸リ物等も無之より御国内者繁昌仕候」というように、まず財政は窮屈ではあつたものの、借銀累増などの破局的様相は示していなかつたと理解して大過ないだろう。恒常的な収支不足といつても、まだその芽を出してきたところではないのである。

それでは、領内の経済発展による貨幣需要増大の趨勢はどうであつたらうか。

領内経済は、その大坂に近接している立地条件からいつて、かなり早くから進展を見せていたようである。初代藩主至鎮の「普請其他申付状」によれば、

〔前略〕

一爰元御普請近々出来之躰に候、先書にも如申遣爰元に

て過分に借銀候、帰国否銀子可指下候条、所々より運上之銀子当半年分少も不残可執立置候、尤油断有ましく候、米も何程うり払候哉、当年は扶持方一円入間敷候条去年之残米悉皆銀子に仕手廻尤候

一此状參着次第、去年之残米を以て千石と都合滑津町中へ可相渡候、代銀は拙者帰国まで其沙汰有間敷候、先年町中より拙者手前へ取替たる銀子もし其心あて旁に候条、千石之都合急度可相渡候、聊油断有ましく候
(以下略)

とあつて、これは江戸在府中の至鎮からの書状であろう。江戸城の普請手伝に大分借銀をし、その返済用に運上銀を半年分取立てて置くようにとの命令は、この頃の藩の貨幣収入が貢租米の売払のほかは、運上銀に大きく依存していたこと、運上銀の対象となるような産業が成立していたことを示している。その次の条では、藩主が町方から借銀をしていて、その返済のために千石の米を渡そうというのだから、町方がすでにそのような金融的な役割を担っているほかに、商業資本の成長が見られる点に注意を払う必要がある。同時に、このように藩主の直接の指令によつて恣意的に藩財政が運営されていくということは、領内経済構造の未成熟と規模の狭小をあらわすものであり、換言すれば、

分業形態の未発達とそれに判う商品流通の少なさ、市場の狭隘を意味しているのである。このような形態においては、藩当局はその再生産の媒体として、いわゆる特権的御用商人と結びつかざるをえない。大坂での払米と借銀、領内での町立、運上銀・歩一銀の取立など、すべて彼らに依存して行われていく。

「南方長川筋山川中島川口分一之事、寛永五年分銀子百五拾貫目ニ申付候、此銀無懈怠老年切ニ可指上候、分一万事之儀如先規可令沙汰候、右定置所如件

寛永五年正月十三日

忠鎮 御印
寺沢六右衛門⁽³²⁾

この頃の藩の収入といえ、年貢の米麦のほかは、南方山間部の木材の運上・分一銀が最大の財源であつたのだから。寺沢氏は分一取立てのみではなく、山請もして万治二年（一六五九）には山手銀小判千両を納入している。領内での分業は米穀を媒介として着々と整備され、成長していったであろうが、今はそれを述べる余裕をもたない。領外へ移出される商品は、年度不明だが、万治三年（一六六〇）から寛文四年（一六六四）の間の或る年の、口銀賦課の記録⁽³³⁾によつて或る程度推測しうるだろう。それは六四品目にわたるものだが、主として一次産物であることが特徴であ

る。炭・皮革・米穀・木綿・油粕・木綿実・蕈・薪・木材・薬種・毛綿・布・古手などが注目される。寛文三年（一六六三）の「船舶交通に付心得方申付覚⁽³⁴⁾」によれば、阿波の荷物が大坂・江戸へ頻繁に出荷されていた状態が推測しうるし、事実、「続藩署紀聞⁽³⁵⁾」中の達示によれば、寛文十三年阿波より大坂に登せた藍玉に土砂が混入しているとして出訴された事実が見える。江戸に対しても、「関東売荷積所跡書帳⁽³⁶⁾」によれば、寛文中より藍商が出店している旨の記録が残されている。藍とともに阿波の代表的産物であつた塩は、慶長年間よりすでに塩田が開拓されていたが、正保二年（一六四五）「塩屋御手口」として代官支配⁽³⁷⁾にされてきている。これは塩の専買制を意味するものであろうが、これが領外への販売にまで及んだかどうか、確証がない。また、延宝八年（一六八〇）になると、前述の口銀賦課は、新たに古鉄・古銅・煎茶・真綿・中折紙などに及ぶようになる。非領主的商品の大阪・江戸へのこのような移出の盛行化は、藩当局によつて、当然正金銀の財源として認識され始めよう。

このような領外向けの経済的發展は、もちろん領内での發展の結果なのであるから、延宝八年前に貨幣需要が昂まりを見せたことは当然であろうが、一方では、領外への商

品移出は、それに見合うだけの貨幣を領内にもたらしたわけだから、それだけで貨幣量の窮迫が起つたとはいえないわけである。

もつとも、貨幣流通量は、貨幣の有り高と流通速度との相乗積であるから、領内取引量が分らぬかぎり、貨幣需要の強弱を測定することは至極困難である。それ故、藩札が貨幣需要の増大に対処して発行されたとする説を否定し去るつもりはないが、もし貨幣需要が大きかつたとしても、藩札発行がその対策でありえたかという点において疑問が残る。というのは、藩札は正金銀の有り高の上にもそのままプラスされるものではなくて、原則としては、正金銀をもつて購入すべきものだから、貨幣量の増大にはならないのである。ただ、貨幣量について考える時忘れてはならないのは、この時期の錢貨需要である。正保三年（一六四六）頃より漸騰を続けた錢価は、万治元年（一六五八）には錢一貫文につき銀二〇匁にまで上昇し、錢貨の不足を示している。その後、明暦二年（一六五六）に五〇万貫、寛文八年から天和三年（一六八三）までに一九七万貫の寛永通宝の大増鑄が行われ、これによつて錢の銀に対する比価は低下し、一四乃至一二匁の幕府の考えていた線に戻り、その上、前代以来の旧銅錢は全く駆逐され、錢貨は寛永通

宝によつて完全に統一されたといわれる。⁽³⁸⁾これよりすると、丁度阿波藩での藩札発行直前にはかなり錢貨が流通し始めていたことになる。しかし、それをも上廻る領内錢貨需要を推測することが出来る。すなわち、阿波藩の藩札がその初発時において、銀札二分・三分・五分・七分・八分・九分・壹匁の小額紙幣であつたことは、阿波藩においては藩札は錢貨の代用として発行されたのではないかとする推測を許すものである。そのような錢貨ないしは小額紙幣に対する需要は、いうまでもなく農民の商品生産を軸とする取引量増大によるものであり、前述の領内経済発展に照応するものといわなければならない。

このように見てくれば、藩札発行は、領主側にとつては正金銀の吸収が最大の眼目であつたことは否定しえないにしても、同時に、発展する農民的商品生産の貨幣需要をみたくす側面を有するものである。正金銀は図式的にいえばひとたび領内での引替が完了すると、あとは領外からの流入以外には領内には存在しなくなるわけだから、正金銀の吸収という観点からいうと、藩札政策の重点は今後は領外より流入する正金銀を領主の手に把握しようという政策に重点がおかれることになる。それが農民の貨幣需要増大とからみあつて、領内の発展する農民的商品生産を領主の手

に把握させるというメカニズムが、藩札発行政策の本質と
いつてよいと思う。

この正金銀吸収、移出代金の把握という目的からいえば、
銀札の専一的流通強制が何よりも必要なわけで、もしこの
強制が貫徹しえたら、領外との取引き以外には兌換制は必
要ないことになるが、それでも藩当局は慎重に兌換制を謳
い、順調な発足を期したのであつた。それを受取る領民の
側でも、兌換が実行されている以上、安心して銀札を使用
しうる。使用に慣れてみれば、銀のような秤量貨幣として
のわずらわしさのない銀札は便利であり、歓迎されもした
であろう。藩としても兌換準備には当初かなりの注意を払
つたに違いない。貞享二年（一六八五）四月二十六日（39）の法
令によつてわずかにそれがうかがえよう。

「一拾分一上納米（六八）天和元酉年秋より被召上候、同年秋よ
り去子之年秋迄四ヶ年之間、右年々所務方（勘定方役人）両人方記
置、帳面を以押平壹ヶ年之物成相究上ニて、拾分一
米夫銀共可被召上哉之事

一拾分一上納米成年より被召上候、是又子細同前之事
（以下略）」

これは勘定方役人よりの申上書に対して承認書のかたちで
出されたものである。これは銀札発行に際して歩懸米を召

上げ、それを大坂で売払つて兌換準備銀にあてたのか、ま
たは、米そのものを兌換準備の担保にあてたのかと想像で
きる。とすれば延宝八年に藩札発行を決定しながら、準備
の都合で翌天和元年十一月までそれを延期したというの
も、延宝八年が凶作であり、天和元年が三貨凶彙によれば
「今年諸国米穀豊熟し、万民喜悦安堵す」というような状
態であつたので、兌換準備のための歩懸米召上の可能な時
期を待つたのだと考えられる。

なお、忘れてならないのは、藩札発行において商人信用
がどのように機能していたかの問題である。

延宝八年に銀札発行がきめられた時、寺沢六右衛門と魚
屋長左衛門という二人の町人が座本を命じられている。寺
沢は前にも出てきたように初期特権的御用商人であり、分
一銀の請負や山請けなどをしていたので、もとより資力は
充分であつたらう。魚屋は、その子孫の「銀札場一卷留書」
によると、やはり特権的な存在で、最初は町人頭の名目を
たまわり、のち一村の分一税を所務にして永く同村の代官
役をつとめていたとあるので、寺沢とはやや異なるが、やは
りかなりの資力を有していたであろう。この二人の座本が
いわゆる商人信用によつて藩札発行の主体となつたかどう
かについては、史料の語るところは区々である。「阿波国

徴古雜抄」所収の文書には次のようなものがある。

「今度御兩國御札遣就被仰付、座本其方共兩人之者被仰付御請申候、併御宛行ニ而者勝手迷惑仕候、右之段賀島主水殿迄申達候所御聞届被成、往々御捨被遊間敷由被仰聞候条右之趣申聞候、以上

申三月六日

賀 半右衛門 印判

寺沢六右衛門とのへ

魚屋長左衛門とのへ

これは、もし銀札発行の失敗によつて兩人が損害をこうむつた場合、藩ではそれを見捨てないだろうというのだから、銀札の兌換がこの兩人の責任において行われたこと、すなわち兩人の資産を準備銀として銀札が発行されたことを意味しているという解釈が成立ちうる。しかしこの書状は、「御宛行」では勝手迷惑であろうから、もし何らかの損害があれば一切藩で補償して迷惑はかけぬであろうという程の意味にも解釈できるので、そうとすると、ただ兩人の名前を借りただけのこととも考えられる。

天和元年十一月の法令⁽⁴⁰⁾によれば、座本の役目は次のように規定されている。

「一御城下銀札場御横目之者共代々罷出、朝六ツ過より晩八八ツ切ニ仕廻せ可申、雖然、無扨子細於有之ハ、承

届取遣可仕、越久田座本日切算用帳面相極、御横目見届印判加置、月切之算用ハ西尾團右衛門・太田忠助相究、相濟趣別紙証文可相渡、勘定之義ハ御城内御土蔵え入置可申、(下略)

一越久田座本人金銀善悪札銀目見違、或かぞへ違有之時ハ、右之者共相弁可申候、若似せ札見違取置申義有之候得ハ、可為御損事

一越久田式人被下物未相極事

一銀札場座本式人、壹人ニ付為役料年中米五拾俵宛、夏

秋両度ニ米を以被下置事

一右四人之者共ニ手代式人宛被下、壹人ニ付式人御扶持

方二年中給銀三百目宛、夏秋両度ニ被下置事

越久田とは金銀札包役である。この法令を見ると座本の役割は極めて限られていて、その主なものは、金銀の善悪鑑定と札の標示見分及び算用であつて、それについての間違いにのみ弁償の義務が課せられている。座本の使用人は四人であり、それと越久田関係の人間の外はすべて役人であつて、今引用を省略したけれども、他の条文によれば、銀札場の他の主要業務のほとんどは彼ら役人の管掌するところとなつている。すなわち法令に見る限りでは、兌換準備銀の用意と兌換業務とが彼ら座本の責務であるような徴証

はない。

「銀札場一卷留書」に、魚屋は「代々長左衛門と称し銀札引受方を勤めしが追々家事不如意となり光隆公の御代に銀札引受方御用勤まり難きにつき他国稼致したきよし申立てしに先づ之れにて取りつなげとの旨にて一時限り現米六百石賜りしことあり其後佐古七丁目に移り銀札引受方即ち銀座の役を勤続せり」とあり、また「其後（享保十五年以後）年曆未詳なれど寺沢六右衛門より銀札引受方を辞退し網干屋に仰付られ（中略）年号未詳なれど右の網干屋も銀札引受方を辞し再び元の寺沢に仰付られ」とあることより、宝永四年の藩札禁止令によつて座本が破産に瀕したとする見解もあるが、「家事不如意」が銀札兌換のためとはいへない。ましてそのように不如意になつた者を、引続き座本として任用していつたということは、座本に兌換上の責任を負わせていないことを証するものである。いづれにしても文中にある光隆が、実際は阿波藩でまだ藩札を発行していない承応元年（一六五二）から寛文六年（一六六六）までの在職であることから類推しうるように、「銀札場一卷留書」はこのあたりの伝承部分において信憑性を欠いている。

結局、座本の任務は前記法令に規定される所を出ず、藩

当局としては、彼らの豪商であり、在方特権者であるところよりする信用を利用して、藩札信用への援助としようと考えたのであろう。信頼出来ない史料ではあるが、「銀札場一卷留書」に、「藩主の役場の名にては発行出来ざれば孰れも其所の豪商農家に引受方を命じ銀座の役を務めさせ其名にて発行せしめしなり」というあたりが、案外正鵠を射ているのであろう。

このようにして発行された藩札も、ほどなくその兌換制と専一的流通は破壊されていつたようである。元禄九年（一六九六）三月七日の法令によれば、

「一惣て銀札金銀共相對以内証にて両替仕候様ニ相聞候（以下略）」

とあり、同じく元禄十六年五月十九日の法令には、

「一銀札売買之儀、所々定置札場之外堅停止之事

一前廉より銀子にて借来分ハ札にて歩相無ニ可相払、

自今以後借銀納借之儀、札にて可致沙汰、但、米麦

雜穀納借之儀ハ可為勝手次第事

右之通、先年初て札遣ニ被仰付候刻、御兩國御触被成候、

然処、其後処々札場之外にて相對を以銀札ニ金銀兩替、

並貸借り兼て之被仰出相背、或貸主金銀にて貸、或借人

より金銀を以致返弁族有之趣ニ相聞、不届之事ニ候（以

下略)」

といい、同じく同年八月二十五日の札場奉行の覚書には、

「(前略) 此節ニ至リ候てハ下々も札遣之行道損徳能考、

御政道被仰付候ても、少ハ金銀脇替仕気味相見へ申候

(以下略)」

と述べていて、銀札と金銀との間に私の両替が行われていること、貸借が金銀で行われていることなどが知られる。

これはすなわち、札と正金銀との間に公定以外の打歩が生じていることを意味しているし、ひいては札が減価されていること、専一的流通が破られていることを物語っている。

そしてまた、兌換が完全に行われているのなら、打歩がついたり民間相場が立つわけがないのだから、兌換制の崩壊もここから読みとれることになる。

それでは、兌換されず専一的流通も有名無実となりながら、それでもまだ札が通用するということは何故であろうか。それはただ、札が藩当局に対する夫役銀・運上銀・年貢米麦代・払米代として受取られるという事実のみにかかると思われる。作道氏によれば、宝永四年の藩札停止で芸州藩領民は大混乱に陥り、銀札相場は一時五分の一分から九分の一にまで暴落したが、藩当局では銀札価格の維持対策として、銀札を運上銀に用いいうることを周知させたの

で、銀札価格は一時の暴落状態から復調し、約二十パーセント下落の線で喰止めることができたといわれる。

そういう信用が極めて大きい意味をもつものであることはもつと重視されねばならないが、それでは減価されていることは何を意味するのか。打歩が生じているということは相場が成立していることであり、それは、金と銀との間の相場と同様、金銀と銀札との間の需要の多少によつて相場が高下することである。すなわち、札の需要・金銀の需要・札の発行量・金銀の流通量が打歩をきめる要素となるわけであり、就中札の発行量が最要因となつていたものと思われる。何故ならそれが最も恣意的に動かされるものであり、且又、ともすれば過大になりがちのものであるのだから。もちろん藩当局も或程度の抑制を働かせていたことは当然である。正貨と両替することによつて発行される分には問題はないし、貸付による発行はその性質上無際限に行われる理由はなく、また一定の時間の後還流してくるべきものである。とかく抑制を欠きがちになるのは財政的支出であるが、それすらも現実にはその範囲はかなり限られている。藩当局が銀札によつて何を購入するだろうか。一般的財政支出を、時期は大分はなれているが、天明期の予算書によつて調べてみよう。⁴⁴⁾

藩主一族の極銀 銀 九一三貫

同 銀札 一三〇貫

藩主一族の用銀 銀・銀札 一六七貫五〇〇

三都御用銀など 銀 二三〇〇貫八〇〇

船方・台所等経費 銀・銀札 八九貫八〇〇

勸農普請・作事方 銀札 二五三貫

役所・城内諸経費 銀札 二六〇貫六一七

すなわち銀札支出は約七百貫程であり、その中には財政膨脹の要素となるような支出はほとんど含まれていない。考えられる方法は、米穀を始めとする産物の、藩札による買付だが、天和―宝永期には全くその表徴は見当らない。藍の生産もこの時期に急増するが、専売制とは無縁である。このように見てくれば、銀札の発行が無抑制に行われたのではないことが想像されよう。

先にも少しふれた貸付けについては、元禄十二年（一六九九）に阿淡両国の諸士に銀札を貸し渡し、諸払に用いさせ、日限を定め正金銀にて返納させたという例があるが、これがこの時期に一般的な方法であったかどうか分らない。後には銀札を貸渡して米で返納させることが屢々行われるが、それらの史料は、何れも享保十五年以後の第二次藩札時代のものである。いずれにせよ、元禄十二年にはす

でに金銀との取交通用、民間相場による打歩が生じていたことは前に述べたところであるから、銀札を貸付けられて正金銀を高い打歩で買調えて上納する藩士は、相当の損害をこうむつたことになる。この例はまた、銀札場による正規の兌換が停止していることをも意味している。兌換が行われているくらいなら、このような措置をとる必要は全くないからである。

以上のようなかたちで発行され流通した藩札が、はたして信用通貨か国家紙幣かという点が問題となる。

藩当局が藩札発行当初に兌換準備銀にはかなりの注意を払い、その結果順調な発足を見たことは前に述べたとおりである。このように兌換が完全に行われるということは、藩札発行の目的である正金銀吸収とは矛盾するため、それは程なく不完全になり、しまいには兌換不能になる。その限りにおいては藩札は明らかに不換紙幣の本質を有する。しかし一方、国家紙幣の本質であるべき専一的流通の強制も貫徹していない。川上雅氏は、「藩札発行総量が流通必要量を超過すれば、流通界は、藩札の減価によつて、これにこたえるであろうし、逆に、もし過少であれば、藩札を専一的に流通させることは出来ない。流通界は、混合流通によつて、これにこたえるだろう」といわれるが、この

図式が正確でないことは、減価された藩札が金銀と混合通用している事実から明かである。特に、混合流通が藩札発行量の過少より生ずるといふ点には、納得しかねる。藩札が過大に発行されようとも、混合流通しつづけるであろうことは疑いない。藩札の専一的流通を強制しうるものは国家権力であるが、度重なる法令にもかかわらずそれが貫徹しえていないことは、藩の権力が近代国家としての強制手段を持ちえていないことを示すものである。それは、大名領国が国家としての完結性を持たないことから招来されている。元禄九年三月七日の法令には次のように規定されている。

「一従他国市中え罷越諸商人参着之節、宿主又は問屋方より何商人罷越候趣銀札場え付届仕置、右之商人罷戻節、銀札員数宿主・問屋方より書付指出之両替為仕可申候(以下略)

一他国へ諸品物売ニ罷越者之儀、売物員数処々帆別処え書付指出置可申候、帆別処之外罷通候ハハ、処々御番処へ書付指出置可申候、付、他国より市中・郷中え諸品物調ニ罷越商人、宿主又ハ問屋方より手寄之銀札場え相断、銀札ニ両替仕せ可申候(以下略)

一惣て銀札金銀共相对以内証ニて両替仕候様ニ相聞

候(以下略)

第一条は領外より品物を売りに来る商人に、帰国の折、銀札を正金銀に替えてやるための規定であるが、彼らを入国の時から銀札場で確認把握していることの意味は、より深いところにあると思われる。すなわち、彼らが正金銀を持参して第三条にあるような民間相場によつて藩札を買い、その藩札を銀札場で公定相場によつて両替すれば多大の利益になるので、それを制止するための規定であることは、第三条と考合わせる時、明かとなるのである。第二条は領外より流入する正金銀を捕捉するための規定だが、これらは天和元年の専一的流通令が徹底していたら、今更必要のないものである。だが、それが充分に行われていない結果、商人が領外より持つてくる正金銀が流通してしまふ。かかる正金銀の流入が、専一的流通の隙間を絶えず拡大していく現実をわれわれは叙上の法令から読取るのである。

このような実状に接して、藩札をなお完全な国家紙幣とみなすことは、われわれには出来ないだろう。阿波藩の藩札に限つていえば、それは本質的には国家紙幣であるが、藩が完全な国家でありえないと同じ程度に、それは完全な国家紙幣でありえない。

藩札は完全な兌換の保障がありえてこそ、専一的流通が

はかられたのであり、その点、どの藩でもその藩札通用法令の最初にこの兌換制と専一的通用とを掲げていることは当然である。そうして、兌換が不完全になつて混合通用が生じ、打歩をもつて札通用が存続してゆく。この時藩札の通用を保障するのは、外でもない打歩そのものなのであり、換言すれば、打歩による金銀との両替が兌換制の代用となつてゐる。打歩はいうまでもなく金銀と藩札との間の需要量と流通量との関係の象徴であるが、藩札需要の最大のものは藩庫への上納金であり、その通用保障に誘発されて一般の便宜上の使用が行われる。要するにその信用の面から見れば、藩札は減価されてはいても、確かに信用通貨の性格も有している。

こうして阿波藩では天和元年に銀札が発行され、宝永四年（一七〇七）まで二十六年間、まがりなりにも通用していくのであるが、この章の最後に、藩札が発行されたことによつて領国財政がどう変質したかを考察しておこう。

銀札の専一的流通が発令されると、藩財政の領内での収支は全く銀札で行われることになり、領外での正金銀収支とは全く別個の体系をなすことになる。領内での銀札による正金銀の吸上げは一定限度までは進行したであろうが、そのあとは休止同然の姿とならう。吸上げられた正金銀は

すぐ領外で支出されたであらうし、残余は兌換準備銀となつて銀札場に眠るのであるから、領内での財政収支には関係をもたない。勿論銀札を無制限に発行することは不可能だが、といつてその発行量に経済外的な制限があることはない。すなわち、それは領主の恣意に任せられるといつてよい。それ故、極端に言えば、財政は領内に関する限りでは窮迫するという事態は起りえないことになる。その反面、領外での支出はもはや領内の貨幣収入に頼ることが出来ず、その臨時の巨額な出費は、全く米穀販売か借入かによつて賄われなければならない。これは必然的に、それまで一つの封建的領域であり、統一通貨によつて経済的には中央に隷属していた地域を、かなり近代的なものへの傾斜をもつた領国に変質させる鍵となる。領国経済構造が成立し、正金銀獲得への熱望は対外的に領国経済政策として結実する。すなわち専売政策への志向である。領国内においてもこれに対応した体制が形成されるが、貨幣量の調節を軸とした経済政策がその根幹となる。そのような領国意識なり体制なりが、幕藩体制の枠内において異質なものとして感じられた時幕府は藩札停止令を公布したのではないか。次章ではその検討を行うことになる。

註

- (1) 作道洋太郎氏の諸論考
- (2) 湯浅良幸氏の「阿波貨幣史」をはじめとする諸論考
- (3) 「近世史研究」三七号所載、作道洋太郎「近世信用通貨の基本的性格についての覚え書」川上雅「藩札論」
- (4) 作道洋太郎「近世日本貨幣史」一四〇頁
- (5) 「封建社会の展開過程」
- (6) 川上氏前掲論文
- (7) 「近世日本貨幣史」「日本貨幣金融史の研究」
- (8) 「歴史学研究」二五七号所載、中井信彦「作道洋太郎著、日本貨幣金融史の研究」書評、
- (9) 「御大典記念阿波藩民政資料」所収「銀札場一卷留書」
- (10) 「日本經濟史辞典」「札」項目中の「藩札一覽表」及び、荒木豊三郎編「日本古紙幣類鑑」などより
- (11) 作道洋太郎「近世日本貨幣史」一五八頁
- (12) 「藩法集、三、徳島藩」銀札場・銀御奉行・小私御奉行の部
- (13) 「同志社商学」十一卷五号、十二卷二号所載、安岡重明「前期的資本の蓄積過程」
- (14) 「藩法集、三、徳島藩」六五九頁以下
- (15) 文部省史料館所蔵、蜂須賀文書
- (16) 御大典記念阿波藩民政資料」五九頁
- (17) 蜂須賀文書「御両国高物成并村付夫役諸運上其外上銀品々帳」
- (18) いずれも蜂須賀文書
- (19) 「地方史研究必携」所収「江戸の銀相場表」より
- (20) 蜂須賀文書「天明八申年十二月年中惣御入用高ト諸上納物指引書」
- (21) 「三貨図彙」物価之部
- (22) 「上智經濟論集」八卷一号所載、森泰博「阿波藩の流通統制・年表」
- (23) 蜂須賀文書
- (24) 初代藩主至鎮の父、家政
- (25) 二代藩主
- (26) 三代將軍家光
- (27) 前掲安岡氏論文、及び、作道洋太郎「近世大坂における町人蔵元の出現と大名貸の成立」より。(幕藩体制確立期の諸問題、所収)
- (28) 氣象研究所監修「日本旱魃霖雨史料」
- (29) 蜂須賀文書
- (20) 五代藩主綱矩、延宝六(享保十三年)在職
- (21) 「御大典記念阿波藩民政資料」八頁
- (32) 「阿波国徴古雜抄」四九七頁
- (33) 「藩法集、三、徳島藩」四三八頁
- (34) 「御大典記念阿波藩民政資料」二三四四頁
- (35) 西野嘉右衛門「阿波藍沿革史」所収

- (36) 右に同じ
- (37) 「御大典記念阿波藩民政資料」二〇六二頁
- (38) 中井信彦「幕藩社会と商品流通」一八一頁
- (39) 「藩法集、三、徳島藩」五三一頁
- (40) 右書、六六一頁
- (41) 「徳島県史普及版」所収、沖野舜二「徳島城の下で」
- (42) 「藩法集、三、徳島藩」六六三頁
- (43) 「近世日本貨幣史」
- (44) 蜂須賀文書「上々様御極銀并諸手崎御入目大綱都帳」
- (45) 「御大典記念阿波藩民政資料」所収「銀札場一卷留帳」
- (46) 川上氏前掲論文
- (46) 「藩法集、三、徳島藩」六六二頁